

労務報酬下限額の考え方について

第2回審議会で寄せられたご意見等です。

1 工事の労務報酬下限額について

(1) 熟練労働者（条例第7条第1項第1号に規定する額）

令和2年度の多摩市公契約審議会答申（その2）で示された「公契約条例の今後の課題・改善等にかかる対応方針」において、「工事の労務報酬下限額の設定根拠を公共工事設計労務単価とするか等については、中長期的課題として引き続き検討する。」としているが、従前どおりの考え方を適用し、令和4年度の労務報酬下限額は次のとおりとする。

（案）公共工事設計労務単価（東京都）〔前年度の10月1日現在〕÷8時間×90%
* 50職種ごとで設定

→賛成 4票 その他 0票

ご意見

現状、公共工事設計労務単価より適している基準が見当たらないため、次年度についてもこの間同様の扱いで良いと考えます。

(2) 熟練労働者以外（条例第7条第1項第2号に規定する額）

平成27年度	工事の熟練労働者との労務報酬下限額の設定の幅の解消を図り、委託・指定管理協定とは切り離して、公共工事設計労務単価「軽作業員」の90%（熟練労働者の労務報酬下限額）の60%～70%の範囲からとして検討した結果、65%で見習い等の労務報酬下限額とする計算をして新たに <u>988円</u> と設定した。
平成28年度	前年度の趣旨を基に金額もそのまま <u>988円</u> と設定した。
平成29年度	前年度の考え方を継続し、公共工事設計労務単価の上昇率に自動的に連動させず、市場の賃金実態等を総合的に勘案して、 <u>1,000円</u> と設定した。
平成30年度	前年度の趣旨を基に近隣等の市場の賃金実態等を総合的に勘案して、そのまま <u>1,000円</u> と設定した。
令和元年度	市場の賃金実態等を総合的に勘案して、 <u>1,045円</u> と設定した。
令和2年度	市場の賃金実態等を総合的に勘案して、 <u>1,075円</u> と設定した。
令和3年度	市場の賃金実態等を総合的に勘案して、 <u>1,075円</u> と設定した。

(案1) 前年度と同額の考え方 (据え置き)

前年度に設定した、市場の賃金実態等を総合的に勘案した労務報酬下限額と同額の
1, 075円 のままとする。

(案2) 前年度の審議会と同様の考え方

前年度の考え方をそのまま継続し、市場の賃金実態等を総合的に勘案した労務報酬下
限額とし、 _____ 円 とする。

(案3) 平成27年度審議会と同様の考え方

軽作業員の労務報酬下限額の65%とした労務報酬下限額の設定

軽作業員の労務報酬下限額 1, 755円 × 65% ≒ 1, 141円



公共工事設計労務単価 (軽作業員) (令和3年10月現在)
= 1, 950円 (15, 600円 (日給) ÷ 8時間) × 90%

※各算定段階の算定結果における小数点以下は1円単位に切り上げ

→ **(案1) 2票**

(案2) 1票

ご意見

・この職種における市場の賃金実態についての知見がないので具体的な金額提示
はできないが、最賃も引き上げられるなかで、3年連続の据え置きはないだろう、と考
える。

(案3) 1票

ご意見

・熟練労働者以外の報酬下限額についても何らかの基準をもとに設定する方が良い
と考えます。ただ、この間の審議会の議論の経過から業務委託・指定管理の個別設
定や地域の賃金水準を考慮し、全体的なバランスを考えて審議会の中で議論の上、
設定していくことは良いと思います。

(3) 熟練労働者と熟練労働者以外の割合（条例第7条第1項第1号に規定する割合）

令和4年度においても、従前どおりの考え方を継続して適用する。

(案) 職種ごとの総労働時間を基礎とする80%以上を熟練労働者とし、20%未満を熟練労働者以外とする。

→賛成 4票 その他 0票

2 業務委託・指定管理の労務報酬下限額について

(1) 個別に労務下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額（条例第7条第1項第2号に規定する額）

(案) 業務の質や安全性を確保する観点を重視した設定とする方法

平成28年度の審議会と同様の考え方である。業務の質の確保の観点を持った労務報酬下限額の設定とするが、事業者に大きな経費負担が生じることや市の財政面への影響も考慮し、無理の無い範囲での設定とする案。

令和4年度労務報酬下限額 = [令和4年10月1日最低賃金額] + α 円

※令和4年10月1日から適用される最低賃金額を踏まえた額にする必要がある。

東京都の地域別最低賃金額の動向、事業者負担面等も考慮しながら、検討する。

【参考】東京都の地域別最低賃金額及び労務報酬下限額（個別設定以外）の推移

年度	最低賃金			労務報酬下限額			
	額	前年度比較		適用年度	額	前年度比較	
		額	%			額	%
平成24年10月	850円			平成24年度	903円		
平成25年10月	869円	19円増	2.2%増	平成25年度	903円		
平成26年10月	888円	19円増	2.2%増	平成26年度	903円		
平成27年10月	907円	19円増	2.1%増	平成27年度	903円		
平成28年10月	932円	25円増	2.8%増	平成28年度	946円	43円増	4.8%増
平成29年10月	958円	26円増	2.8%増	平成29年度	962円	16円増	1.7%増
平成30年10月	985円	27円増	2.8%増	平成30年度	990円	28円増	2.9%増
令和元年10月	1,013円	28円増	2.8%増	令和元年度	1,018円	28円増	2.8%増
令和2年10月	1,013円	増減ナシ	増減ナシ	令和2年度	1,046円	28円増	2.8%増
令和3年10月	1,041円	28円増	2.8%増	令和3年度	1,046円	増減ナシ	増減ナシ

※平成27年度は10月から907円

○個別に労務下限額設定を行ったもの以外の労務報酬下限額の計算式の変遷

平成28年度労務報酬下限額（平成27年度審議会）

第4回（H27年10月8日）

$$[\text{平成27年10月1日最低賃金額}907\text{円}] + 19\text{円} + 20\text{円} = \underline{946\text{円}}$$

平成28年度10月1日最低賃金予想額[926円]

平成29年度労務報酬下限額（平成28年度審査会）

第4回（H28年10月6日）

$$[\text{平成28年10月1日最低賃金額}932\text{円}] + 25\text{円} + 5\text{円} = \underline{962\text{円}}$$

平成29年度10月1日最低賃金予想額[957円]

平成30年度労務報酬下限額（平成29年度審査会）

第4回（H29年10月4日）

$$[\text{平成29年10月1日最低賃金額}958\text{円}] + 26\text{円} + 6\text{円} = \underline{990\text{円}}$$

平成30年度10月1日最低賃金予想額[984円]

平成31年度労務報酬下限額（平成30年度審査会）

第4回（H30年10月3日）

$$[\text{平成30年10月1日最低賃金額}985\text{円}] + 27\text{円} + 6\text{円} = \underline{1,018\text{円}}$$

令和元年度10月1日最低賃金予想額[1,012円]

令和2年度労務報酬下限額（令和元年度審査会）

第4回（R1年10月2日）

$$[\text{R1年10月1日最低賃金額}1,013\text{円}] + 27\text{円} + 6\text{円} = \underline{1,046\text{円}}$$

令和2年度10月1日最低賃金予想額[1,040円]

令和3年度労務報酬下限額（令和2年度審査会）

第2回（R2年8月31日）

$$[\text{R2年10月1日最低賃金額}1,013\text{円}] + 27\text{円} + 6\text{円} = \underline{1,046\text{円}}$$

令和3年度10月1日最低賃金予想額[1,040円]

→賛成 4票 その他 0票

ご意見

・未曾有のコロナ禍の中でも今年度は最低賃金額が引き上がり、来年度についても政府が全国平均1000円以上の最低賃金額を目指していることも考え、東京都では28～29円程度の引き上げが行われることを想定して、+ α の議論を行っていくべきだと思います。
 ・事務局案を基調とするが、来年度の最賃引上額をいくらと見込むかは、論議の必要があると考えます。

→<令和4年度労務報酬下限額の算定シミュレーション>

令和4年10月1日最低賃金額			α 円 想定 パターン	令和4年度 労務報酬下限額 想定パターン
令和3年 10月1日 最低賃金額	増額想定 パターン	最低賃金額 想定パターン		
1,041円	26円	1,067円	3円	1,070円
			4円	1,071円
			5円	1,072円
	27円	1,068円	3円	1,071円
			4円	1,072円
			5円	1,073円
	28円	1,069円	3円	1,072円
			4円	1,073円
			5円	1,074円
	29円	1,070円	3円	1,073円
			4円	1,074円
			5円	1,075円

(2) 個別に労務報酬下限額の設定を行ったもの（条例第7条第1項第2号に規定する額）

業務の質や安全性の確保を目的に、平成28年度から業種ごとに労務報酬下限額の複数設定を開始している。

令和4年度に向けては、これまでと同様に所管課担当者や請負事業者等の意見交換・調整を踏まえた労務報酬下限額の設定を考えている。

業種・職種	令和3年度 労務報酬下限額	令和3年度 対象案件数
公園管理業務 施設の樹木管理業務 法面維持管理業務	1,053円	9件
街路樹の維持管理業務	1,060円	4件
下水道管渠清掃等業務	1,328円	2件
可燃物等の収集運搬業務	1,073円	8件
学校給食センター調理等業務委託	1,080円	2件
学校給食配送業務委託	1,080円	1件
学校給食配膳業務委託	1,050円	1件

対象件数は9月21日時点の件数です

ご意見

・「所管課担当者や請負事業者等の意見交換・調整」による考え方には異論はないが、最賃がこの3年で56円引き上げられるなかで過去2年据え置かれている学校給食関連3職種については、特段の対応が求められるべきと考える。

→資料2参照

全体を通してのご意見、ご質問

・新型コロナウイルスで大変な時期ですが、最低賃金が決定し、次に公共事業の発注が重要な課題だと思います。

・コロナ感染症の中、賃金の引き上げより雇用の確保が重要な課題です。賃金だけでなく中小規模事業者への支援施策を検討して長期的な安定雇用を推進して頂きたい。

・やはり、他の委員の意見を聞きながら論議したいと思います。

3密を避ける十分な対策を取ったうえでのリアル会議や、それが無理な場合でもオンライン会議などの開催を検討願います。